

○松浦市障害者の福祉医療費の支給に関する条例

平成18年1月1日

条例第83号

改正 平成18年3月31日条例第206号

平成20年3月28日条例第4号

平成20年6月27日条例第27号

平成22年6月25日条例第23号

平成25年3月29日条例第8号

平成25年6月28日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、障害者に対し医療費の一部を支給することにより福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者（18歳に満たない児童を含む。）をいう。

(1) 身体障害者 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級が1級、2級、3級又は4級に該当する旨、身体障害者手帳に記載された者

(2) 知的障害者 療育手帳制度の取扱要領について（昭和56年7月15日付56障福第319号長崎県生活福祉部長通知）2障害の程度の判定の（1）に定める障害の程度がA1、A2及びB1に該当する者

(3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級が1級に該当する旨、精神障害者保健福祉手帳に記載された者

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で現に心身障害者を監護している者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。ただし、老人訪問看護療養費は除く。

5 この条例において「負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける

者が負担すべき額（入院時食事療養費の標準負担額は除く。）をいう。

（支給対象者）

第3条 この条例に定める医療費の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者及び被扶養者である心身障害者であって松浦市の区域内に住所を有するもの（規則で定める者にあつては、松浦市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条により支給決定を行った者）とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

（支給）

第4条 前条に掲げる支給対象者に係る保険給付につき、支給対象者又はその保護者が負担金を支払った場合には、市長は、次に掲げる額を支給対象者又はその保護者に対して支給するものとする（当該負担金について法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による附加給付等がある場合は、これらの額を控除した額）。

（1） 身体障害者（4級に該当する者を除く）、知的障害者及び精神障害者（精神障害者については通院に係る負担に限る。）にあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに1日につき800円（1月につき、その額が1,600円を超えるときは1,600円。以下この条において同じ。）を控除して得た額

（2） 障害程度等級が4級に該当する旨身体障害者手帳に記載された者にあつては、当該負担金の額から保険医療機関等ごとに、1月につき1,000円を控除した額に2分の1を乗じた額

（支給の制限）

第5条 障害者本人又は現にその者と生計を同じくする配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の規定による扶養義務者のうち、いずれかの者の前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に定める額を超えるとき及び第8条において準用する第2条第2項に定める額以上であるときは、前条の規定にかかわらず、この条例に定める医療費は支給しない。

（受給資格の認定）

第6条 支給対象者又はその保護者は、第4条に定める支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより受給資格の認定を受けなければならない。

（受給者証の交付）

第7条 市長は、前条の規定により受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、規則で定めるところにより受給者証を交付する。

（支給の方法）

第8条 第4条に定める医療費の支給は、規則で定めるところにより、受給者の申請に基づき行うものとする。

2 前項に定める申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給額を

決定し、申請者に支給するものとする。

(支給金の返還)

第9条 市長は、偽りその他の不正行為により、この条例による支給を受けた者があるときは、その者から当該支給をした金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡等の禁止)

第10条 この条例による支給を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(届出義務)

第11条 受給者は、規則で定める事項に該当するに至ったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、受給者が正当な理由がなく、前項の規定による届出をしないときは、医療費の支給を一時差し止めることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、福祉医療費の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松浦市福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年松浦市条例第37号)、福島町福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年福島町条例第22号)又は鷹島町福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年鷹島町条例第29号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた受給者証の交付申請、医療費の支給申請及び医療費の支給の決定は、それぞれこの条例の相当規定によってなされた受給者証の交付申請、医療費の支給申請及び医療費の支給の決定とみなす。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行の日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年条例第206号)

この条例は、平成18年4月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則(平成20年条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則(平成20年条例第27号)

この条例は、平成20年10月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から

適用する。

附 則（平成 22 年条例第 23 号）

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年条例第 8 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 26 号）

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行し、同日以降の診療に係る医療費から適用する。

○松浦市障害者の福祉医療費の支給に関する条例施行規則

平成18年1月1日規則第53号

松浦市障害者の福祉医療費の支給に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松浦市障害者の福祉医療費の支給に関する条例(平成18年松浦市条例第83号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設入所者)

第2条 条例第3条に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉施設に入所する者
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)において、療養介護、施設入所支援、共同生活援助又は宿泊型自立訓練を受ける者
- (受給資格の申請)

第3条 条例第6条の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、福祉医療費受給資格認定(更新)申請書(様式第1号)に次に掲げる書類又は障害者総合支援法による支給決定を証する書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第2条第3項に規定する医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者及び被扶養者であることを証する書類
- (2) 条例第2条第1項に規定する障害の程度を証する書類及び条例第5条に規定する事項に該当しないことを証する障害者医療費所得状況届(様式第2号)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の規定による認定申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿その他身体障害者手帳等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(受給者証)

第4条 市長は、受給資格の認定をしたときは、条例第7条の規定により福祉医療費受給者証(様式第3号)を交付する。

(認定申請の却下通知)

第5条 市長は、受給資格がないと認めたときは、福祉医療費受給資格認定申請却下通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(受給者証の更新)

第6条 条例第7条に規定する福祉医療費受給者証の有効期間は、毎年9月30日までとする。

- 2 前項に規定する期間の途中で交付を受けた福祉医療費受給者証の有効期間は、前項に規定する期間の残存期間とする。
- 3 条例第5条に規定する所得状況の確認は、前項までに定める受給者証の更新時に行うものとする。ただし、その者が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条に基づく福祉手当の受給者であって、当該年度の所得状況に関して特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条又は第21条の規定（第26条の5において準用する場合を含む。）による支給の制限を受けていないものにあつては、第3条第3号に掲げる書類を省略できるものとする。
- 4 福祉医療費受給者証の更新を申請するときの手続については、第3条から第5条までの規定を準用する。

（再交付申請）

第7条 受給者は、福祉医療費受給者証を破損又は亡失したときは、福祉医療費受給者証再交付申請書（様式第5号）を市長に提出して、再交付を受けるものとする。

（支給の申請）

第8条 条例第8条第1項の規定による申請は、福祉医療費支給申請書（様式第6号）により、原則として同一医療機関等につき1月1回とする。

（届出）

第9条 条例第11条の規定による届出事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 松浦市の区域内に住所を有しなくなったとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 条例第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (4) 条例第2条第3項に規定する医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者及び被扶養者でなくなったとき。
 - (5) 前各号のほか受給資格認定事項に変動があつたとき。
- 2 受給者は、前項各号に掲げる事項に変動があつたときは、速やかに福祉医療費受給資格認定事項異動届（様式第7号）に当該事項を証する書類を添え、市長に提出しなければならない。
 - 3 前項の添付書類については、第3条第2項の規定を準用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の松浦市福祉医療費の支給に関する条例施行規則(昭和49年松浦市規則第19号)、福島町福祉医療費の支給に関する条例施行規則(昭和60年福島町規則6号)又は鷹島町福祉医療費の支給に関する条例施行規則(昭和49年鷹島町規則6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則(平成18年規則第150号)

この規則は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。ただし、第2条第3号に掲げる者、同条第4号に掲げる者のうち施設入所支援及び共同生活介護を受ける者又は、同条各号に掲げる者のうち施行日前に受給資格の認定を受けた者の診療に係る医療費については、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年規則第12号)

この規則は、平成20年4月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則(平成22年規則第42号)

この規則は、平成22年10月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則(平成25年規則第1号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第23号)

この規則は、平成25年10月1日から施行し、同日以降の診療に係る医療費から適用する。

附 則(平成26年規則第10号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第39号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第16号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。